



JASDAQ

平成25年3月28日

各 位

会 社 名 株式会社 守谷商会
代表者名 代表取締役社長 伊藤 隆 三
(JASDAQ・コード番号 1798)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 町田充徳
(電話 026-226-0111)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、医療法人紫陽に対し未払工事代金の支払請求訴訟を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日
(1)提起した裁判所：名古屋地方裁判所
(2)提起した年月日：平成25年3月28日
2. 訴訟を提起した者(原告)
長野市南千歳町878番地
株式会社守谷商会 代表取締役 伊藤隆三
3. 訴訟を提起した相手方(被告)
名古屋市中川区中島新町二丁目311番地
医療法人紫陽 理事長 吉水俊洋
4. 訴訟の内容と請求金額
(1)訴訟の内容：民法632条に基づく請負代金請求
(2)請求金額：124,148,881円(消費税を含む)
5. 訴訟に至った経緯及び理由
(1)当社は被告と平成23年5月28日、以下の内容の工事請負契約を締結し、約定どおり平成24年3月1日に引渡しを完了しました。
①工 事 名：介護老人保健施設シンセーロ会所新築工事(以下、「本件工事」といいます)
②請負代金額：588,000,000円(消費税を含む)
(2)当社は、被告に対し本件工事の計画段階から営業をし、その結果、施主から当社に依頼する旨の内諾が得られたため、当社は、本件工事の設計段階から工事費の見積りや設計変更に協力してまいりました。しかし、工事費が被告の予算(消費税を含み4億1,000万円)に収まらないまま入札期日を迎えたため、当社は被告と協議のうえ今後設計変更を行い請負代金を減額すること及び設計変更されない範囲については被告が支払う旨を合意し、被告の予算金額で入札しました。なお、本件工事における入札は形式的なものであり、入札前に当社が受注することについては施主の内諾を得ていました。
(3)その後、当社は、被告に対し平成23年5月28日に本件工事の着工時の設計図を基に5億8,800万円(諸費税を含む)の見積書を提出し、本件工事の内容と金額について確認し、今後、設計変更が行われたものについては減額する旨を合意しました。しかし、被告は、当社が提示した設計変更事項のうち53,851,119円(消費税を含む)しか認めません

でした。

(4)被告は、当社に対し平成24年7月10日までに合計4億1,000万円しか支払わなかったため、現時点で124,148,881円(消費税を含む)が未払いになっています。

(5)当社は、未払工事代金の回収に向け任意交渉を続けてまいりましたが、被告がこれに応じないため提訴に踏み切ったものです。

6. 今後の見通し

当社は、以上の経緯から未払工事代金の回収に向け十分勝訴できるものと確信していますが、今後、開示が必要な事項が生じた場合は、その都度速やかにお知らせいたします。

以上